

平成23年

糸島市の火災・救急概況

(火災、救急、救助、警戒)

※表の「増減」は平成22年比です。

表① 火災概況

種別		区分	平成23年	増減
出火件数(件)	建物		15	0
	林野		1	0
	車両		3	1
	船舶		1	1
	その他		14	7
計			34	9
損害額(千円)	建物		51,405	16,416
	林野		0	0
	車両		301	176
	船舶		0	0
	その他		764	591
爆発			169	169
計			52,639	17,352
焼損面積(㎡)	建物	床	958	542
		表	95	65
	林野	(a)	0	-1
	車両	(台)	4	2
	船舶	(隻)	1	1
焼損棟数(棟)			26	9
り災世帯数(世帯)			13	1
り災人員(人)			41	5
死者数(人)			0	0
負傷者数(人)			1	-2
1日平均発生件数(件)			0.09	0.02
1日平均損害額(千円)			144	47
1件当たり損害額(千円)			1,548	137
1人当たり損害額(円)			526	175
出火率(件/人口1万人)			3.4	0.9

※管内人口は平成23年12月末現在100,126人(住民基本台帳人口)
※建物床は、建物の焼損床面積
※建物表は、建物の焼損表面積
(建物の焼損が部分的である場合)



●火災概況(表①)

特に建物火災とその他の火災が大半を占めています。主な出火原因は、たき火やストーブなど火気の取り扱いの不注意や不始末によるものです。

その他の火災には、ごみの焼却中の延焼などが含まれています。ごみの処分は決められた方法による対応をお願いします。

●救急概況(表②)

出動件数と搬送人員が増加し、過去最高の記録となりました。

●救助概況(表③)

主に交通事故が増加しています。

●警戒概況(表④)

自動火災報知設備の非火災報などや油漏洩、火災と紛らわしい行為が主に増加しています。

救急車の適正利用をお願いします

救急概況では、先述のとおり、救急車の出動件数の増加が目立っています。

現在の状況では、今後も救急件数の増加が見込まれますが、中には緊急性がない場合でも119番通報する人が見受けられます。

糸島市には救急車は4台しかありません。緊急性があり本当に救急車が必要な人への到着が遅れて、救える命が救えなくなることがないよう、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

※緊急であると判断したときには、迷わず119番通報をしてください。

表② 救急概況

種別		区分	平成23年	増減
出動件数(件)	火災		1	-1
	自然災害		0	0
	水難		7	-5
	交通		360	24
	労働災害		26	12
	運動競技		26	14
	一般負傷		484	39
	加害		18	2
	自損行為		38	-15
	急病		1,848	-22
その他	管内転院搬送		104	15
	管外転院搬送		601	35
	医師搬送		0	0
	資器材搬送		0	0
	その他		0	-1
計			3,513	97
1日平均			9.6	0.2
不搬送			172	-8
搬送人員(人)	性別	男	1,794	17
		女	1,594	73
	計		3,388	90
	程度別	死亡	1	-2
		重症	522	64
		中等症	1,708	-78
		軽症	1,157	106
	計		3,388	90
	1日平均		9.3	0.3

※死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
※重症とは、傷病の程度が3週間以上の入院加療を必要とするものをいう。
※中等症とは、入院を必要とし、重症に至らないものをいう。
※軽症とは、傷病の程度が入院加療を必要としないものをいう。

表④ 警戒概況

種別		区分	平成23年			
			出動件数	増減	活動件数	増減
自動火災報知設備の非火災報			16	4	10	1
油漏洩			15	3	13	3
ガス漏洩			0	-2	0	-2
自然災害			0	-7	0	-7
火災と紛らわしい行為			13	2	5	-2
薬品などの漏洩異臭			1	0	0	0
ヘリコプター搬送支援			11	-4	10	0
その他			21	6	15	5
合計			77	2	53	-2

表③ 救助概況

種別		区分	平成23年					
			出動件数	増減	活動件数	増減	救出人員	増減
火災			0	0	0	0	0	0
交通			19	4	12	6	12	6
水難			5	-4	1	-2	0	-2
自然災害			0	0	0	0	0	0
機械			1	-2	1	0	1	0
建物			0	-1	0	-1	0	-1
ガス酸欠			0	-1	0	-1	0	-1
その他			15	6	11	3	18	11
合計			40	2	25	5	31	13

詳しい内容は、お尋ねください。

問い合わせ 糸島市消防署警備課 ☎(322)4222

■表1 平成24年度所得割率・均等割額・賦課限度額

	平成24・平成25年度	平成22・平成23年度	増減
所得割率	10.88%	9.87%	1.01ポイント増
均等割額	55,045円	52,213円	2,832円増
賦課限度額	55万円	50万円	5万円増

●図1 保険料額の算出方法

保険料(年額)

=

均等割額

+

所得割額

55,045円

×

総所得金額等
-33万円

10.88%

保険料は、年額55万円が上限です。
※1「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入—公的年金等控除」、「給与収入—給与所得控除」、「事業収入—必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

■表2 均等割額の軽減

均等割額軽減割合	軽減後の均等割合(年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※3)の合計額
9割軽減	5,504円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,256円	33万円以下
5割軽減	27,522円	「33万円+24万5千円×世帯主を除く被保険者数」以下
2割軽減	44,036円	「33万円+35万円×被保険者数」以下
※2「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人などはその時点)が基準となります。		
※3「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入—公的年金等控除—15万円」となるなど、例外があります。		

■表3 所得割額の軽減

所得割額軽減割合	被保険者の総所得金額等
5割軽減	91万円以下

■表4 被用者保険の被扶養者であった人の軽減

均等割額軽減割合	軽減後の保険料(年額)
9割軽減 (所得割額はかかりません。)	5,504円
※4「被用者保険」とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。	

問い合わせ 糸島市国保年金課 ☎(332)2071
福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎(651)3111

後期高齢者医療制度の保険料は2年に一度改正されます

後期高齢者医療制度の保険料は、福岡県後期高齢者医療広域連合で決定されます。今回の改

正の結果、平成24・25年度の所得割率と均等割額は、表1のとおりとなります。

保険料額の算出方法

被保険者ことしの保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均

等割額」と、被保険者の総所得金額等(※1)に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

◆平成24年度の保険料軽減措置

●均等割額 世帯(※2)の所得

等に応じて、保険料均等割額は、表2のとおり軽減されます。

●所得割額 被保険者の所得に

応じて、保険料所得割額は、表3のとおり軽減されます。

●後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(※4)の

被扶養者だった人 保険料は、表4のとおり軽減されます。

◆保険料額の通知について

保険料額の詳細が記載された「平成24年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月に送付予定です。

平成24年度および平成25年度の
後期高齢者医療制度の保険料率が決まりました